

要望書公開回答 報告！！

2012年5月14日(月)、C1棟学術交流会館多目的ホールにて要望書公開回答が行われました。例年、要望書(*)に対する大学側の回答は、“要望書公開回答”という形で誰でも参加することができる公開形式で行われています。

(*) 要望書…学生自治会が後期に行った要望アンケートなどを通して、学生のみなさんから寄せられた要望・意見をまとめたものです。2011年度の要望書は2011年度の後期自治委員会総会にて可決され、学生の総意として大学に要望を伝える際に用いられました。

5月14日に行われた要望書公開回答では…

- 竹内学生センター長や高橋副学長などが出席しました。
- 今回はりんくうには中継せず、羽曳野には音声のみの中継を行いました。
- CAP 制などについて、学生からの活発な質疑応答がありました。

*ここでは当日の学生からの質問とその回答の概要を載せています。ページの都合上すべては掲載していません。ご了承ください。

■博士後期の特別奨励金はどうなるのでしょうか？

⇒回答：現状維持で。しかしあまり知られていない状況にあるので見直しを行っていくつもり。

■キャンパスプランの転がし方式があるが、それとは別に景観や道路の整備を行わないのか？
その舗装整備計画はあるのでしょうか？

⇒回答：危険なところや不便なところは行っていきたい。しかし、予算が限られているので優先順位をつけつつ行いたい。

■CAP 制は必要か？

⇒回答：文科省が提示している大学の基準を遵守しないといけない。大学としては授業時間外学習時間を確保してほしい。

■GPA について入学当初よくわからない。ちゃんと説明する気があるのか？

⇒回答：一応入学時に言っている。学内でもかなり利用されている。もし説明がなかったならば教えてほしい。

■化工やマテ工で教職を取ることができないほど CAP 制の制限が厳しい。来年度はどうなるのでしょうか？

⇒回答：教職は4年間で取得することを前提としている。一般教養も同じくであり、カリキュラム的には卒業できないということはない。別の時に取ってほしい。

■公開回答で行われた質疑応答の内容については、学生自治会ウェブサイトにて後日掲載します。

■公開回答の感想文用紙に寄せられた意見・質問に対する回答は、自治会総合情報誌『NASCA』と学生自治会ウェブサイトにて後日掲載します

学生自治会ウェブサイト：<http://zichikai.ehoh.net/>

●要望した内容と大学からの回答●

ここでは、2011年度の要望書の内容とそれに対する大学側からの回答を原文で掲載しています。

I. 学費に関する要望



要望1:学費を増額しないこと

回答…平成24年度については、授業料を改定する予定はありません。

要望2:授業料減免制度の成績基準の緩和及び一部改正すること

回答…現在、授業料等減免制度の見直しに係るワーキンググループを立ち上げて検討を行っています。平成24年度に方向性を出したいと考えています。

II. 講義・履修に関する要望



要望3:CAPの上限引き上げを段階的にすること

回答…CAP制度はご存じのとおり、十分な勉強・学修時間の確保を目的に定められたものです。学生のみなさんが様々な分野の学問に触れたいという熱意と、一つ一つの授業を十分に履修することを両立させるため、成績優秀者に対しては上限を広げる制度を設けています。この運用につきましては、各学域・学部で定めていますので、ご提案の内容をお伝えします。

要望4:抽選制度を改善すること

回答…共通教育科目の事前抽選制度はご存じのとおり、受講生の希望と教員の指導、さらに時間割・教室スペースとの調節を図るもので、現在においても過去の希望状況などを参考に定員増などを行い、できる限り皆さんの希望に添えるように取り組んでいます。H24年度から学域体制になることによる抽選方法は特に変更することにはしていません。ご要望のような優先順位を付けることには、新たな当落偏重が発生することもあります。趣旨は十分理解していますので今後とも改善に向けた検討を進めていきます。

Ⅲ. 施設・設備・構内整備に関する要望



要望5:B14棟生活協同組合購買部施設（POC0）の出入口を整備すること

回答…歩行者や自転車の通行上の障害になっていた植え込みを3月末に撤去し、出入り口周辺をバリアフリーの広場に改修しました。あわせて、玄関前にあった自転車店をB1棟第2教室裏側に移転しました。学生のみなさんも車椅子利用者等の妨げにならないよう、決められた場所に整列駐車するようにご協力ください。

要望6:喫煙ルームを設け、学内の分煙化を進めること

回答…平成22年度2月に厚生労働省から受動喫煙防止対策について通知があり、その中で、学校など健康増進法第25条に規定される施設など多数の者が利用する公共的な空間については、原則的に全面禁煙であるべきであるとの見解が示されています。

本学としても、全学的な合意形成を図りながら、将来的な敷地内禁煙を視野に入れた検討が求められています。

こうした中で禁煙である施設内に喫煙ルームを設けるといったことは考えておりません。一方、空間分煙についても、改善も進めておりますが、未だに不明な点もあり、今後とも見直しを行ってまいりたいと考えています。

Ⅳ. 研究室・ゼミナールの情報に関する要望



要望7:ウェブサイトに掲載されている研究室・ゼミナールの情報量および更新期間に一定の基準を設けること

回答…ウェブサイトに掲載されている研究室の情報については、各研究室が自主的に管理しているもので、更新時期についても差異がみられます。研究室やゼミの選択手段として活用されていることも認識しておりますので、学域・学部のホームページを含めて、最新の情報を提供できるよう、学生委員会、教育運営会議などを通じて、積極的に働きかけを行っていきたいと考えています。